

別紙

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 環境影響評価準備書 に関する市長意見

I 全般事項

1 評価書の作成

環境影響評価書（以下、評価書という。）の作成に当たっては、環境影響評価準備書手続きで集約した意見を踏まえ、事業計画や環境保全措置を再検討すること。また、その結果及び検討経緯を評価書及び事後調査結果書に記載すること。

2 最新の知見の導入

評価書の作成に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

3 他の風力発電事業との関係

対象事業実施区域の周辺で計画されている、または今後計画される他の風力発電事業に対しては、本事業の環境影響評価及び事後調査によって得た情報の公開に努め、適切な調査・予測・評価に協力すること。

4 地域住民等に対する情報提供

事業の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

5 事業計画の見直し

対象事業の工事着手後に、事前の予測外の事象が生じた場合や環境保全措置の効果が十分でないことが判明した場合には、ただちに関連各所へ報告を行うとともに、事業計画や環境保全措置の見直しを行うこと。

6 環境影響評価情報の公開について

対象事業は建設から稼働終了まで長い期間を見込んでいることから、住民等の情報入手の利便性の向上のため、評価書等について環境影響評価情報支援ネットワーク等を活用し、法の定める縦覧終了後の閲覧も可能とする等、情報公開に努めること。

7 事後調査の内容について

事後調査について、周辺環境や予測の不確実性に加え、下記個別事項にあげる地

域住民の不安の払拭の観点から改めて内容を検討し、評価書及び事後調査計画書に詳細を記載すること。

Ⅱ 個別事項

1 騒音、超低周波音

対象事業実施区域の周辺には住宅が存在しており、騒音、超低周波音による住民の生活環境への影響が懸念される。このため、供用後の風力発電機による騒音及び超低周波音について事後調査を行い、結果を公表するとともに、地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。

2 水質

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は水源涵養保安林を含むほか、様々な河川の上流部に当たり、工事の実施に伴い発生する濁りやコンクリート打設に伴うアルカリ性の排水等による水質への影響が懸念されることから、必要に応じて排水処理や事後調査を行い、下流の水質に影響を及ぼすことがないようにすること。

(2) 対象事業実施区域には、湧水、沢水等の水資源があり、一部は地域住民に飲料水等として利用されている。事業の実施による水質の悪化及び水量の減少、濁りの発生等が懸念されることから、地域の利水状況を適切に把握するとともに水質・水量のモニタリングを行い、地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。

3 地形、地質

対象事業実施区域の周辺では、近年大雨による土砂崩れが頻発しており、基幹道路の通行止めなど住民生活に重大な影響を与えている。資材搬入道路を含む広範囲で土砂崩れの恐れがあることから、土地改変にあたっては安全性を十分に検討し、住民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること。

4 動物、植物、生態系

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念される。清澄な沢の源流部では、ヒガシヒダサンショウウオ等の希少な生物が生息している可能性があることから、追加で調査を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類やコウモリ類が生息しており、これらに対するバードストライク、バットストライクの影響が懸念される。また、クマタカについては天竜川以東の個体の越境の可能性など、不確実な要素が大きいことから、専門家の指導を受けた上で改めて工事中を含めた事後調

査計画を検討すること。

- (3) 静岡県西部では本事業の他に、既設の風力発電施設や、環境影響評価手続き中の複数の風力発電事業があり、サシバ、ハチクマ等の渡り鳥について、移動経路への影響が懸念されることから、情報収集を継続し、事後調査報告書において渡りルートへの影響の有無を報告すること。
- (4) 昆虫類について、一部修正が必要な記載があり、また、対象事業実施区域周辺に生息するニホンカワトンボについて調査の不足が認められることから、追加で調査を行い、影響を回避又は低減する措置を講ずること。
- (5) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、方法・時期・場所を決定すること。

5 景観

対象事業は、風力発電機の建設に加えて、変電施設や橋梁の架け替えなど、景観に大きな変化をもたらすことから、施設設計はそれぞれ建設場所を考慮に入れ、周囲の景観に溶け込むような意匠とすること。

6 人と自然のふれあいの活動の場

対象事業実施区域の周辺には人と自然のふれあいの場となるキャンプ場があることから、環境基準との整合だけでなく、施設利用の観点から供用後の風力発電機に係る騒音の影響について必要に応じて事後調査を行い、利用環境に影響を及ぼすことがないようにすること。

7 廃棄物等

- (1) 事業の実施に伴い発生する残土については、その発生をできる限り抑制すること。また、事業実施区域内で計画されている盛土は、土砂崩れ等の住民の懸念があることから、安全性について十分な検討を行い、住民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (2) 対象事業実施区域では、建設発生土に自然由来の重金属等の有害物質が含まれる可能性があることから、管理方法を検討し、下流河川等へ影響を及ぼすことがないようにすること。